ロ	わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント（イに該当するものを除く。）
ハ	交通法規違反又は交通事故
ニ	教員の職務に関し行つた非違（イからハまでに該当するものを除く。）
ホ	イからニまでに掲げる理由以外の理由

［条を加える。］

第七十四条の三　所轄庁（免許管理者を除く。）が免許法第十四条の規定による免許管理者への通知を行う場合（その教員が免許法第十条第一項第二号に該当するとき又は免許法第十一条第一項に該当する事実があると思料するときに限る。）又は学校法人等が免許法第十四条の二の規定による所轄庁への報告を行う場合（その行つた解雇の事由が免許法第十一条第一項に定める事由に該当すると思料するときに限る。）には、その通知又は報告は、懲戒免職又は解雇の理由が前条第八号イからホまでのいずれに該当すると思料するかの別を付して行わなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 **第十四条**　この省令による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の規定にかかわらず、旧免許状所持者に係る原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、更新講習修了確認年月日及び更新講習修了確認番号、改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認年月日及び確認番号、改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期年月日及び延期番号、改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定年月日及び認定番号、修了確認期限（修了確認期限が延期されたときにあっては延期後の修了確認期限）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあったときにあっては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めの年月日を含む。）、授与条件、その者が有する他の免許状並びに失効又は取上げの年月日及び失効又は取上げの事由（教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年文部科学省令第十三号）による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の二第八号に掲げる事項をいう。）その他必要と認める事項を記載しなければならない。	**附　則** **第十四条**　この省令による改正後の教育職員免許法施行規則第七十四条の規定にかかわらず、旧免許状所持者に係る原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、更新講習修了確認年月日及び更新講習修了確認番号、改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認年月日及び確認番号、改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期年月日及び延期番号、改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定年月日及び認定番号、修了確認期限（修了確認期限が延期されたときにあっては延期後の修了確認期限）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあったときにあっては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めの年月日を含む。）、授与条件並びにその者が有する他の免許状その他必要と認める事項を記載しなければならない。

附　則

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）第七十四条の二第八号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育職員免許法第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失った者又は同法第十一条第一項若しくは第三項の規定により免許状取上げの処分を受けた者については、適用しない。

3　新規則第七十四条の三の規定は、施行日以後に教育職員免許法第十条第一項第二号に規定する処分を受け、又は解雇された者について適用し、施行日前に同号に規定する処分を受け、又は解雇された者については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の五第二項第四号及び第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の五第二項第四号並びに第八十条第二項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久